

沖縄県警察職員の名刺様式について

発出年月日：平成7年5月23日

文書番号：沖例規務3

公表範囲：全文

改正 平成19.12沖例規務8

- 1 名刺の規格は、警察手帳に挿入しうる大きさ（おおむね縦9 c m、横5.5 c mを基準とする。）とする。
- 2 警部（相当職含む。）以下の場合、勤務の特殊性等により所属長において担当名、係名を表示することが適当でないと認められるものは、これを省略することができる。
- 3 他の部署と兼務となっている者は、原則として本務の部署のみを表示する。
- 4 職名が長く2列目が著しく長くなり不体裁となる場合には、職名のみ3列目とすることができる。
- 5 名刺の左端下部に電話番号を記載することができる。
- 6 名刺の左端上部に「沖縄県警察シンボルマーク」を表示する。
- 7 警察本部の各部若しくは課（所、隊、学校を含む。）又は警察署において、各種施策の推進のため、名刺に別記様式以外のマーク又は文字を表示する等、真に必要な場合は、警務部警務課を経由して警察本部長の承認を得るものとする。

様式 省略